

香川県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第3号

香川県認定こども園の認定等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
香川県認定こども園の認定、 <u>認可</u> 等に関する規則	香川県認定こども園の認定等に関する規則
<u>目次</u>	
<u>第1章 総則（第1条・第2条）</u>	
<u>第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等（第3条—第13条）</u>	
<u>第3章 幼保連携型認定こども園の認可手続等（第14条—第16条）</u>	
<u>第4章 教育保育概要等（第17条—第20条）</u>	
<u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u>	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、認定こども園の認定、 <u>認可</u> 等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号。以下「政令」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）、 <u>香川県認定こども園の認定の要件に関する条例</u> （平成18年香川県条例第64号。以下「条例」という。）、 <u>香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例</u> （平成24年香川県条例第52号）及び <u>香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則</u> （平成25年香川県規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、認定こども園の認定等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び <u>香川県認定こども園の認定の要件に関する条例</u> （平成18年香川県条例第64号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等

(保育に従事する職員の配置)

第3条 略

- (1) 満1歳未満の子ども 当該子どもの数を3で除して得た数
- (2) 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもの数を6で除して得た数
- (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもの数を20で除して得た数
- (4) 満4歳以上の子ども 当該子どもの数を30で除して得た数

(条例別表第3の規則で定める取組等)

第4条 略

- 2 条例別表第3の(3)ただし書の規定により、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適當と認められるものを学級担任とすることができる期間は、平成32年3月31日までとする。

第5条 略

- 2 条例別表第3の(4)ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適當と認められるものを教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、平成32年3月31日までとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令及び条例において使用する用語の例による。

(保育に従事する職員の配置)

第3条 条例別表第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を順次合計して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。

- (1) 満1歳に満たない子ども 当該子どもの数を3で除して得た数
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども 当該子どもの数を6で除して得た数
- (3) 短時間利用児 当該子どもの数を35で除して得た数
- (4) 長時間利用児のうち、満4歳に満たない子ども 当該子どもの数を20で除して得た数
- (5) 長時間利用児のうち、満4歳以上の子ども 当該子どもの数を30で除して得た数

(条例別表第3の規則で定める取組等)

第4条 略

- 2 条例別表第3の(3)ただし書の規定により、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適當と認められるものを学級担任とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して6年を限度とする。

第5条 略

- 2 条例別表第3の(4)ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適當と認められるものを長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して6年を限度とする。

(教育及び保育の内容)

第6条 略

(1) 略

(2) 認定こども園として配慮すべき事項については、次に掲げる事項とする。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容並びにその展開について工夫すること。

ウ 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通じて行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画については、教育及び保育を適切に展開できるよう、次に掲げる事項に留意して、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成すること。

ア 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図ること。

イ 略

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動及び満3歳未満の子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

(教育及び保育の内容)

第6条 条例別表第7の(2)の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容については、次に掲げる事項とする。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活様式を反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

ウ 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通じて行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育ての能力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画については、教育及び保育を適切に展開できるよう、次に掲げる事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成すること。

ア 短時間利用児及び長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図ること。

イ 略

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動及び満3歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと。

エ 略

(4) 略

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に安全の確保、健康の保持増進及び発達の促進を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫すること。

ウ・エ 略

(5) 略

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活及び遊びを通じて総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境を踏まえ、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 略

(イ) 満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。

(ウ) 略

ウ 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動搖を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 略

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子

エ 略

(4) 教育及び保育に関する環境の構成については、次に掲げる事項とする。

ア 0歳から就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に安全の確保、健康の保持増進及び発達の促進を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異なる年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。この場合において、満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ・エ 略

(5) 日々の教育及び保育の指導における留意点については、次に掲げる事項とする。

ア 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活及び遊びを通じて総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 略

(イ) 满3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。

(ウ) 略

ウ 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動搖を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 略

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子

ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。この場合において、利用時間が異なることにより食事をとる子どもとならない子どもがいることにも配慮すること。

カ 略

キ 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること及び睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ク 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ケ 略

コ 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 略

ア 略

イ 地域の小学校等との交流活動及び合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童並びに認定こども園の職員及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 略

第10条 略

ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。この場合において、利用時間の相違により食事をとる子どもとならない子どもがいることにも配慮すること。

カ 略

キ 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があること及び睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

ク 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ケ 略

コ 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育ての能力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育ての能力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 小学校教育との連携については、次に掲げる事項とする。

ア 略

イ 小学校教育との連携においては、地域の小学校等との交流活動及び合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童並びに認定こども園の職員及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 略

第9条の2 略

(教育保育概要)

第10条 法第6条の教育保育概要是、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第4条第4号及び第5号に掲げる事項
- (2) 子どもの1日の活動内容

- (3) 利用料の額
(4) 職員の配置、学級の数その他の施設の概要

(認定の有効期間及び期間の更新)

第12条 略

(廃止の届出)

第13条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して3月前までに、認定こども園廃止届出書（第3号様式）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

第3章 幼保連携型認定こども園の認可手続等

(設置等の届出)

第14条 法第16条の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書（第4号様式）により行わなければならない。

2 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（第5号様式）により行わなければならない。

3 法第16条の規定による設置者の変更の届出は、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（第6号様式）により行わなければならない。

(認可の申請)

第15条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第7号様式）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第8号様式）により行わなければならない。

3 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第9号様式）により行わなければならない。

(身分を示す証明書)

(認定の有効期間及び期間の更新)

第12条 略

第16条 法第19条第2項の証明書は、第10号様式によるものとする。

第4章 教育保育概要等

(教育保育概要)

第17条 法第28条の教育保育概要は、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第8条第4号及び第5号に掲げる事項
- (2) 子どもの1日の活動内容
- (3) 利用料の額
- (4) 職員の配置、学級の数その他の施設の概要

(変更の届出)

第18条 法第29条第1項の規定による変更の届出（幼保連携型認定こども園にあっては、省令第15条第2項の規定による変更の届出を含む。）は、変更しようとする日から起算して30日前までに、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあっては認定こども園変更届出書（第11号様式）により、幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園変更届出書（第12号様式）により行わなければならない。

(軽微な変更)

第19条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 幼保連携型認定こども園 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員に100分の5を乗じて得た数
 - (2) 幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園又は当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
 - (3) 地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である保育機能施設の入所定員に100分の5を乗じて得た数
- 2 省令第28条第2号の知事が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

(運営状況の報告)

(変更の届出)

第13条 法第7条第1項の規定による変更の届出は、変更しようとする日から起算して30日前までに、認定こども園変更届出書（第3号様式）により行わなければならぬ。

(軽微な変更)

第14条 省令第6条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園又は同条第2号イに該当する幼稚園型認定こども園であって、条例別表第1の(1)イに規定する要件を満たすもの 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
 - (2) 条例第2条第2号アに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に100分の5を乗じて得た数
 - (3) 条例第2条第4号に規定する地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である認可外保育施設の入所定員に100分の5を乗じて得た数
- 2 省令第6条第2号の知事が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

(運営状況の報告)

第20条 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（第13号様式）により行わなければならない。

- 2 省令第29条の知事の定める日は、毎年6月30日とする。
- 3 省令第29条第2号及び第3号に規定する事項については、知事が別に定める。

第15条 法第8条第1項による報告は、認定こども園運営状況報告書（第4号様式）により行わなければならない。

- 2 省令第7条の知事の定める日は、毎年6月30日とする。
- 3 省令第7条第2号及び第3号に規定する事項については、知事が別に定める。

(廃止の届出)

第16条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して30日前までに、認定こども園廃止届出書（第5号様式）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

別表（第9条の2関係）

略

別表（第10条関係）

略

第1号様式（第11条関係）

香川県知事 殿	認定こども園認定申請書		(日本工業規格A4列4番)
			年 月 日
申請者 住所 氏名 （法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）		㊞	

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を第3項を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

施設の名称及び所在地	名 称		
	所在地		
利用定員	保育を必要とする子どもに係る 利用定員	保育を必要とする子ども以外の 子どもに係る利用定員	
	満3歳以上	人	人
	満3歳未満	人	人
	認定を受ける施設の別	幼稚園・保育所・保育機能施設	
認定こども園の名称			
認定こども園の長となるべき者の氏名			
教育又は保育の目標及び主な内容	目 標		
	主な内容		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	事業区分	実施頻度	
	1 第2条第1号の事業	日／週・月	
	2 第2条第2号の事業	日／週・月	
	3 第2条第3号の事業	日／週・月	
	4 第2条第4号の事業	日／週・月	
	5 第2条第5号の事業	日／週・月	
認定こども園に係る事業の開始予定年月日	年 月 日		

備考

- 認定を受ける施設の別の欄は、該当するものに○印をしてください。なお、連携施設の設置者が申請を行うときは、幼稚園及び保育機能施設に○印をしてください。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業のうち認定こども園が実施するものの欄は、当該申請に係る認定こども園において実施するものの番号に○印をしてください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 申請に係る施設が認定こども園の認定の要件に適合していることを証する書類その他の知事が別に定める書類を添付してください。

第1号様式（第11条関係）

香川県知事 殿	認定こども園認定申請書		(日本工業規格A4列4番)
			年 月 日
申請者 住所 氏名 （法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）		㊞	

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を第3項を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

施設の名称及び所在地	名 称		
	所在地		
施設において保育する乳児若しくは幼児又は子どもの数	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数	
	満3歳以上	人	人
	満3歳未満	人	人
	認定を受ける施設の別	幼稚園・保育所・認可外保育施設	
認定こども園の名称			
認定こども園の長となるべき者の氏名			
教育及び保育の目標及び主な内容	目 標		
	主な内容		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	事業区分	実施頻度	
	1 第2条第1号の事業	日／週・月	
	2 第2条第2号の事業	日／週・月	
	3 第2条第3号の事業	日／週・月	
	4 第2条第4号の事業	日／週・月	
	5 第2条第5号の事業	日／週・月	
認定こども園に係る事業の開始予定年月日	年 月 日		

備考

- 認定を受ける施設の別の欄は、該当するものに○印をしてください。なお、幼保連携施設の設置者が申請を行うときは、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設に○印をしてください。
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業のうち認定こども園が実施するものの欄は、当該申請に係る認定こども園において実施するものの番号に○印をしてください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 申請に係る施設が認定こども園の認定の要件に適合していることを証する書類その他の知事が別に定める書類を添付してください。

第2号様式（第12条関係）
略

第3号様式（第13条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定こども園廃止届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名
⑩
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並び
に名称及び代表者の氏名)

次のとおり認定こども園を廃止したいので、届け出ます。

施設の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
認定こども園の名称		
廃止予定年月日	年 月 日	
廃止の理由		
認定こども園を利用している子どもの処遇		

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第12条関係）
略

第4号様式（第14条関係）

(日本工業規格A列4番)

幼保連携型認定こども園設置届出書

香川県知事 殿

年 月 日

届出者 市町長

印

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 施設の設置者
- 5 開設予定年月日
- 6 定員

	保育を必要とする子どもに係る定員	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る定員	計
満3歳以上	人	人	人
満3歳未満	人	人	人

- 7 園長となるべき者の氏名
- 8 教育又は保育の目標及び主な内容
- 9 実施する子育て支援事業

(注) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- (2) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (3) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (4) 申請に係る施設が幼保連携型認定こども園の認可の基準に適合していることを証する書類
その他の知事が別に定める書類

第5号様式（第14条関係）

(日本工業規格A列4番)

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

年　月　日

香川県知事　　殿

届出者　市町長　　印

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設の設置者
- 4 設置届出年月日
- 5 廃止又は休止の理由
- 6 園児の処置方法
- 7 廃止の期日又は休止の予定期間
- 8 財産の処分方法（廃止の場合）

（注） 知事が必要と認める書類を添付してください。

第6号様式（第14条関係）

(日本工業規格A4列4番)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

年　月　日

香川県知事 殿

届出者　主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名

主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- | | |
|--------------|-------|
| 1 設置者の名称 | (変更前) |
| | (変更後) |
| 2 主たる事務所の所在地 | (変更前) |
| | (変更後) |
| 3 設置の目的 | (変更前) |
| | (変更後) |
| 4 施設の名称 | (変更前) |
| | (変更後) |
| 5 施設の所在地 | (変更前) |
| | (変更後) |
| 6 設置届出年月日 | |
| 7 変更の理由 | |
| 8 変更予定期間 | |

(注)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
 - (2) 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
 - (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

第7号様式（第15条関係）

(日本工業規格A列4番)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

㊞

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 施設の設置者
- 5 開設予定年月日
- 6 定員

	保育を必要とする子どもに係る定員	保育を必要とする子ども以外の子どもに係る定員	計
満3歳以上	人	人	人
満3歳未満	人	人	人

- 7 園長となるべき者の氏名
- 8 教育又は保育の目標及び主な内容
- 9 実施する子育て支援事業

(注)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
 - (2) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
 - (3) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
 - (4) 申請に係る施設が幼保連携型認定こども園の認可の基準に適合していることを証する書類その他の知事が別に定める書類

第8号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

香川県知事

殿

年　月　日

申請者　主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名



次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設の設置者
- 4 設置認可年月日
- 5 廃止又は休止の理由
- 6 園児の処置方法
- 7 廃止の期日又は休止の予定期間
- 8 財産の処分方法（廃止の場合）

（注）

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 知事が必要と認める書類を添付してください。

第9号様式（第15条関係）

(日本工業規格A列4番)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年　月　日

香川県知事

殿

申請者　主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名

㊞

主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名

㊞

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称　　(変更前)
　　　　　　　　　(変更後)
- 2 主たる事務所の所在地 (変更前)
　　　　　　　　　(変更後)
- 3 設置の目的　　(変更前)
　　　　　　　　　(変更後)
- 4 施設の名称　　(変更前)
　　　　　　　　　(変更後)
- 5 施設の所在地　(変更前)
　　　　　　　　　(変更後)
- 6 設置認可年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更予定期日

(注)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
 - (2) 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
 - (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

第10号様式（第16条関係）

(表面)

← 8センチメートル →

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事

印

↓ 9センチメートル ↓

(裏面)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）について、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第11号様式（第18条関係）

(日本工業規格A列4番)

認定こども園変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 ㊞
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。

認定こども園の 名称及び所在地	名 称			
	所在地			
変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 変更しようとする事項について、当該事項が変更後において認定こども園の認定の要件に適合することを証する書類を添付してください。

第3号様式（第13条関係）

(日本工業規格A列4番)

認定こども園変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名 ㊞
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により、届け出ます。

認定こども園の 名称及び所在地	名 称			
	所在地			
変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 変更しようとする事項について、当該事項が変更後において認定こども園の認定の要件に適合することを証する書類を添付してください。

第12号様式（第18条関係）

(日本工業規格 A列4番)

幼保連携型認定こども園変更届出書

年　月　日

香川県知事 殿

届出者　主たる事務所の所在地
名　称
代表者の氏名 ㊞

次のとおり変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項）の規定により、届け出ます。

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名　称			
	所在地			
変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	
			年　月　日	
			年　月　日	
			年　月　日	

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 変更しようとする事項について、当該事項が変更後において幼保連携型認定こども園の認可の基準に適合することを証する書類を添付してください。

第13号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定こども園運営状況報告書

年　月　日

香川県知事　殿

報告者　住所
氏名
（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）[◎]

認定こども園の運営の状況について、次のとおり報告します。

認定こども園の名称及び所在地	名 称		
所在地			
報告年月日 の前日にお いて在籍し ている子 どもに係る利 用定員	保育を必要とする子どもに係る利 用定員	保育を必要とする子ども以外の子 どもに係る利用定員	
	満3歳以上	人	人
満3歳未満	人	人	

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 知事が別に定める書類を添付してください。

第4号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定こども園運営状況報告書

年　月　日

香川県知事　殿

報告者　住所
氏名
（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）[◎]

認定こども園の運営の状況について、次のとおり報告します。

認定こども園の名称及び所在地	名 称		
所在地			
報告年月日 の前日にお いて保育し ている乳児 若しくは幼 児又は子ど もの数	児童福祉法第39条第1項に規定す る乳児又は幼児の数	児童福祉法第39条第1項に規定す る乳児又は幼児以外の子どもの数	
	満3歳以上	人	人
満3歳未満	人	人	人

備考

- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 知事が別に定める書類を添付してください。

第5号様式（第16条関係）

(日本工業規格A4列4番)

認定こども園廃止届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

⑩^{（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）}

次のとおり認定こども園を廃止したいので、届け出ます。

施設の名称及び所在地	名 称
	所在地
認定こども園の名称	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
認定こども園を利用している子どもの処遇	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。